

指定訪問リハビリテーション重要事項説明書

1 概 要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	医療法人社団 東光会 熱海所記念病院
所在地	静岡県熱海市昭和町20-20
電話番号	0557-82-3000 リハビリテーション科
FAX番号	0557-82-2570
提供サービス 事業所番号	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション (指定事業所番号 2210510182)
福祉サービス第三者評価実施	なし
サービスを提供できる地域※	初島を除く熱海市全域、湯河原町全域

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職	職 務 内 容	人 員 数
医師	訪問リハビリテーションを実施するにあたり、リハビリテーション計画の作成に係る診療を行います。	1名以上
訪問 スタ ッフ	1 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協働により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。 2 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 3 担当者会議等に出席し、ご本人ご家族、他介護サービス事業者と常に情報共有し、同じ目標のもとに役割を遂行します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。	理学療法士 1名以上 作業療法士 1名以上

(3) サービスの提供時間帯

平日	午前9時～午後17時
土曜日	午前9時～午後17時
休業日	日曜日、年末年始

2 サービスの内容

- (1) 訪問リハビリテーションは、要介護、要支援状態の方が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、ご自宅で理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るサービスです。
- (2) 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、「訪問リハビリテーション計画書」に沿ってサービスを計画的に提供します。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービス提供者との連携に努めます。
- (4) 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (5) 安定した生活を送れるように、以下のようなサービスを提供します。
- 1) 身体機能訓練（麻痺の改善、関節や筋肉の状態調整、筋力向上、座位や立位訓練など）
 - 2) 生活動作練習（歩行練習、着替え練習、トイレ動作練習、入浴動作練習など）
 - 3) 応用動作練習（家事動作練習、外出練習、趣味活動など）
 - 4) ご家族への介助方法説明
 - 5) ご本人ご家族への障害や能力の説明
 - 6) 家屋環境評価、家屋改修案相談、福祉用具選定相談
 - 7) 機能維持・改善のための自主練習方法や生活方法の提示
 - 8) その他、ご本人ご家族が生活の中で不安に感じていることに出来る限り対応
- (6) 理学療法士又は作業療法士は、訪問日、提供したりハビリテーション内容等を診療録に記載します。
- (7) 事業提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

3 利用料金

(1) 利用料

利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、利用料のうちの負担割合に応じた額が自己負担額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

1) 要介護認定の方

() 内がご利用者様の負担になります。(1割負担額・2割負担額・3割負担)

訪問リハビリテーション費	20分につき3080円 (自己負担額308円・616円・924円)
移行支援加算	+170円(自己負担額+17円・34円・51円)
サービス提供体制強化加算	20分につき +60円 (自己負担額 +6円 ・12円 ・18円)
訪問リハ計画診療未実施減算	20分につき -500円 (自己負担額-50円・-100円・-150円)

短期集中リハビリテーション加算 (退院から3月以内)	+2000円 (自己負担額 +200円・400円・600円)
認知症短期集中リハビリテーション加算(退院退所から3月以内)	+2400円 (自己負担額 +240円・480円・720円)

2) 要支援認定の方

() 内がご利用者様の負担になります。(1割負担額・2割負担額・3割負担額)

訪問リハビリテーション費	20分につき2980円 (自己負担額 298円・596円・894円)
サービス提供体制強化加算	20分につき +60円 (自己負担額 +6円・12円・18円)
訪問リハ計画診療未実施減算	20分につき -500円 (自己負担額 -50円・-100円・-150円)
短期集中リハビリテーション加算 退院から3月以内	+2000円 (自己負担額 +200円・400円・600円)
12月超減算	20分につき -300円 (自己負担額 -30円・-60円・-90円)

例1) 要介護認定で60分対応の方(退院退所から3月以降)

訪問リハビリテーション費	自己負担額	924円・1848円・2772円
+ 移行支援加算	自己負担額	17円・34円・51円
+ サービス提供体制強化加算	自己負担額	18円・36円・54円
合計	自己負担額	959円・1918円・2877円

(※当院医師の診察がない場合、自己負担額 809円・1618円・2427円)

例2) 要介護認定で40分対応の方(退院退所から3月以降)

訪問リハビリテーション費	自己負担額	616円・1232円・1848円
+ 移行支援加算	自己負担額	17円・34円・51円
+ サービス提供体制強化加算	自己負担額	12円・24円・36円
合計	自己負担額	645円・1290円・1935円

(※当院医師の診察がない場合、自己負担額 545円・1090円・1635円)

例3) 要支援認定で60分対応の方(退院退所から3月以降)

訪問リハビリテーション費	自己負担額	894円・1788円・2682円
+ サービス提供体制強化加算	自己負担額	18円・36円・54円
合計	自己負担額	912円・1824円・2736円

(※当院医師の診察がない場合、自己負担額 762円・1524円・2286円)

例4) 要支援認定で40分対応の方(退院退所から3月以降)

訪問リハビリテーション費	自己負担額	596円・1192円・1788円
+サービス提供体制強化加算	自己負担額	12円・24円・36円
合計	自己負担額	608円・1216円・1824円

(※当院医師の診察がない場合、自己負担額 508円・1016円・1524円)

(2) 交通費

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、理学療法士等が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。自動車を使用した場合は、

事業の実施地域を超えた地点から片道5キロメートルまで 200円

事業の実施地域を超えた地点から片道5キロメートル以上 300円

以降5キロメートル増すごとに100円追加

となります。

(3) キャンセル料

頻回な突然のキャンセルがあった場合には以下の料金をいただきます。

ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合 無料

ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合 自己負担額の50%

キャンセルの連絡をいただかなかった場合 自己負担額の100%

(4) ご自宅で駐車スペースが用意できず、かつ歩行での訪問が難しい場合、有料駐車場を利用させていただく場合があります。その際の駐車料金は利用者負担となります。

(5) その他

1) 前項に定める交通費、キャンセル料及び駐車料金の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者とそのご家族に説明を行い、同意を得るものとします。

2) 支払い方法は原則銀行・信用金庫または郵便局からの自動振替となります。
契約時に申込書もお渡しします。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

2) サービスの提供にあたっては、定期的な医療管理を行っている医師の情報提供と当院医師からの訪問リハビリテーションの指示のもとにサービス提供を行います。主治医の変更等があった場合には速やかに当事業所にお知らせください。

(2) サービスの終了

- 1) 利用者都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する日の2週間前までにお申し出ください。
- 2) 人員不足等やむを得ない事情により、当事業所都合でサービスの提供を終了させていただく場合には、終了30日前に文書で通知します。

3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- (ア) 介護保険施設に入所した場合、または入院した場合
- (イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください。)
- (ウ) 亡くなられた場合

4) その他

ご本人やご家族などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 衛生管理について

- (1) 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所において感染症が発生しないよう、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - 1) 感染症予防及びまん延防止対策を検討する委員会を定期的を開催します。
 - 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - 3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、介護支援専門員に連絡し、必要があれば救急要請を行います。

＜緊急時連絡先＞

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

ご自宅の電話番号や携帯電話の電話番号が変わった場合には、速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。また、主治医の変更、緊急連絡先の変更等も同様にご連絡下さい。

7 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (3) サービス提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者または家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償します。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

担 当 者 鈴木 晶子
電 話 0557-82-3000（代）リハビリテーション科
FAX 0557-82-2570
対応時間 平日、土曜日 9時～17時（年末年始を除く）

(2) 事業所外の相談・苦情窓口

当事業所以外に、お住まいの市町村及び静岡県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

熱海市役所 健康福祉部 長寿介護課 介護保険室	所在地：静岡県熱海市中央町1番1号 電話番号：0557-86-6282 FAX 番号：0557-86-6264 対応時間：平日9：00～17：00
湯河原町役場 介護課	所在地：神奈川県足柄下郡湯河原町中央2丁目2番地1 電話番号：0465-63-2111 FAX 番号：0465-63-2384 対応時間：平日9：00～17：00
静岡県 国民健康保険団体連合会 （国保連）	所在地：静岡県葵区春日2丁目4番34号 電話番号：054-253-5590 対応時間：平日9：00～17：00

(3) 苦情処理

- 1) 利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じます。
- 2) 事業所は、提供した事業に係る苦情に関して、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

9 個人情報の保護について

- (1) 当該事業所の従事者または従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご本人及びご家族の情報を漏らしません。
- (2) 事業者では、医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご本人又はご家族の個人情報を用います。

10 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - 1) 当事業所の虐待防止対策担当者は以下の通りです。
訪問リハビリテーション事業所 責任者 鈴木 晶子
 - 2) 虐待防止に関する指針を整備し、虐待防止に努めます。
 - 3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修、訓練を実施します。
 - 4) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底します。

11 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、訪問リハビリテーション事業を継続的に実施するため、または早期に業務再開を図るため、業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

12 その他

- (1) 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備していきます。
 - 1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - 2) 継続研修 年6回以上
- (2) 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした不適切な言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。
- (3) 事業所は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存します。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は東光会法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 医療法人社団 東光会 熱海所記念病院
所在地 静岡県熱海市昭和町20-20
説明者氏名 鈴木 晶子

私は、本書面により、事業者から訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

年 月 日

利用者 住所

氏名 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 (続柄)